

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

藤岡市

# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	P. 1～P. 4
1.	本市農業の現状と課題	P. 1
2.	本市の農業生産、農業構造の見通しと展開方向	P. 1
3.	効率的かつ安定的な農業経営の目標及び確保・育成の基本的な考え方	P. 1
4.	農業経営基盤強化のための施策展開の方向	P. 2
5.	認定農業者等に対する支援	P. 2
6.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保に関する目標	P. 2
7.	地域別取り組み	P. 3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的な農業経営の指標	P. 5～P. 21
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	P. 22～P. 30
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	P. 31～P. 32
1.	農業を担う者の確保及び育成の考え方	P. 31
2.	市が主体的に行う取組	P. 31
3.	関係機関との連携・役割分担の考え方	P. 31
4.	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	P. 32
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	P. 33
1.	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	P. 33
2.	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	P. 33
第5	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項	P. 34～P. 37
1.	法第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	P. 34
2.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	P. 34
3.	農業協同組合が行う農作業の委託斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	P. 36
第6	その他	P. 37
	目標・指標設定の根拠資料	P. 38～P. 39

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1. 本市農業の現状と課題

本市は、群馬県の南西部に位置し、北側、東側及び西側は高崎市、南側は神流町、また神流川を隔てて埼玉県と接し面積は180.29km<sup>2</sup>で、山間地と平坦地がそれぞれ約66パーセント・約34パーセントの割合で存在している。農地については、埼玉県境を南北に流れる神流川と御荷鉾山系を源流とする鮎川とによって作られた藤岡台地と呼ばれる扇状地に集中し、標高は65m～400mの間に大部分が存在している。年間平均気温は15.3℃、年間降水量は1,165.0mm、日照時間が多く温暖であり気象条件に恵まれている。

また、東京より約90km圏内に位置し関越自動車道と上信越自動車道が結節する自動車交通の要衝にあり、耕種・畜産・園芸および林産物など地域の特色を活かした多彩な農産物を生産し、首都圏への重要な食料供給基地として有利な立地条件に恵まれている。

一方、本市においても、農家戸数は年々減少しており、専業41.6%、兼業58.4%（2020年農業センサスより）と農業従事者の高齢化により専業率は上昇傾向になってきている。

また農地については、高速交通網の整備等が進んだことから、非農業的土地需要が増大している。さらに農業者の減少・担い手の高齢化の進行から、近年、遊休農地などの未利用農地が増加している。

## 2. 本市の農業生産、農業構造の見通しと展開方向

本市の農業生産については、水田農業を中心とした土地利用型農業と施設野菜・花き・畜産等の施設利用型農業から成り、立地条件に応じた産地が形成されてきた。

しかし、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農家戸数が減少する中で、地域の集落営農組合の法人化や他産業などからの新規就農が施設・露地野菜で増加しているものの、今後さらに後継者のいない農家の割合が増加するものと思われる。このため、今後は、農業労働力の一層の高齢化に対応した世代交替や、農地中間管理事業等による農地流動化を進めるとともに、企業的経営センスを持ち、技術レベルの高い先進的な自立した農業者の育成を図ることとする。

特に、施設利用型農業を中心に、省力化やコストの低減など生産性の向上に努め積極的な生産の展開を図る。

## 3. 効率的かつ安定的な農業経営の目標及び確保・育成の基本的な考え方

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後（目標年次：令和12年度））の農業経営の目標を明らかにし、本市の農業の将来を担う意欲ある農業者の確保・育成を図るとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に推進しようとする農業者に対し農用地の利用集積の推進、経営の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずるものとする。

具体的な経営の指標は、主たる従事者が地域における他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従業者並の生涯所得に相当する年間農業所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間程度
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり	400万円程度

また、1経営体当たりの所得水準としては、次の水準を目標とする。

1経営体当たりの年間所得水準	700万円程度
----------------	---------

#### 4. 農業経営基盤強化のための施策展開の方向

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、意欲と能力のある農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業振興を講じることに対して、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市・農業委員会・農業協同組合・農業指導センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、担い手の育成を総合的に支援する体制をとり、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって営農診断・営農改善対策の提示等を行い、農業者が農業経営改善計画の自主的な作成を図れるよう誘導する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するような団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・農事組合法人の経営の確立等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定に基づく農業経営改善計画の共同申請の推進や農事組合法人に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を行う農家と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指すのみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度の望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業生産基盤整備事業等の実施にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分考慮し、事業の実施がこのような農業者の経営の発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

#### 5. 認定農業者等に対する支援

市は、市農政担当課、農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する担い手の育成を総合的に支援する組織において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会等を農業指導センターの協力を受けつつ行う。

また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

#### 6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保に関する目標

##### (1) 新規就農の現状

市の令和2年の新規就農者は3人であり、過去5年間と比較すると横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるトマト・いちごの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で10法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得水準の目標を次の通りとする。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間程度	
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり	250万円程度	3に示す効率的安定的な農業経営の目標の6割程度

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取り組み

上記に掲げるような新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、農業協同組合、農業指導センター等と連携し、定期的な就農相談会の実施や、就農後のフォローアップを行い、新規就農者の確保・経営定着を図る。

また、農地については農業委員会や農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）による紹介、技術・経営面については農業協同組合、農業指導センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7. 地域別の取り組み

本市農業生産の形態は、都市近郊型地域と中山間地型地域に区分される。

総耕地面積の大部分を占める都市近郊型地域は、北東部の小野地区・神流地区及び中心部の藤岡地区・西南部の美土里地区・美九里地区・平井地区からなり、中山間地型地域は、日野地区・鬼石地区からなっている。

都市近郊型地域の北東部に位置する小野地区・神流地区及び中心部の藤岡地区は、都市化の影響を最も強く受けており、優良農用地の転用や耕作放棄地が目立つ。

主要作物としては、トマト・いちご・シンビジウムなどの園芸作物を振興し、施設整備や研究開発に積極的な支援を行うとともに、効率的な経営を図る。米・麦については、農地の集積化を進め生産性の向上を図るとともに、生産流通動向に対応した売れる米麦作りを推進するとともに、流通販売体制の確立を推進する。

また、主要農業地域である東南部の神流地区・美九里地区・平井地区では、一部では場整備事業が完了し、また現在整備事業が進められているが、今後、未整備地の整備が効率的土地利用を図る上での課題となっている。本地域は、野菜集送センター・水稻育苗施設・種子センター・カントリーエレベーターなどの諸施設が整い、条件整備されているので、土地利用型農業の中核農家や生産組織の育成を図って行く。

主要作物としては、米・麦・トマト・いちご・花き・しいたけ・露地野菜・酪農・肉牛などを振興し、上記の諸施設を有効利用して生産性の向上を図る。

中山間地型地域では、ほ場が傾斜地に多くあり、しかも点在しているので農地の条件としては極めて悪いが、適地適作物を選定して振興を図る。

また、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成をするほか、組織内の専従的農業者（オペレーター等）が個別経営に発展すると見込まれるものを、効率的かつ安定的な農業経営の母体として位置付け「多様な担い手」として育成する。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### 【個別経営体】

#### ① 施設野菜（トマト）＋水稻

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
〈作付面積〉 長期どりトマト 30a 水稻 50a 〈経営面積〉 80a	〈資本装備〉 ・農作業場：100㎡ ・エコノミーハウス：3,000㎡ ・貯油タンク、防油堤：1.8kl×3 ・トラクター：25ps ・暖房機：1,000㎡用×3基 ・動力噴霧器：50ℓ/分 ・管理機：5ps ・ロータリー：1.5m幅 ・トラック：1t×1台 ・軽トラック：1台 ・農機具格納庫：100㎡ ・コンバイン：4条刈 ・田植機：4条植 〈その他〉 ・トマトの購入苗利用による育苗の省力化。 ・選果場の活用による作業の省力化。 ・水稻は育苗センターを利用し、米の乾燥調製は共同乾燥調製施設を利用 ・受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る。	・施設トマトと稲作による複合経営により、経営の安定化を図る。 ・トマトは高品質生産団地を確立し、ブランド品としての高付加価値化販売の実現を図る。 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・GAPによる栽培管理	・基幹労力：2.0人 ・補助労力：1.0人 ・雇用労力：1.0人 ・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境制御 ・定期的な休日の確保 ・家族経営協定の締結

## ② 施設野菜（トマト専作）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 長期どりトマト 40a</p> <p>〈経営面積〉 40a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：50㎡</li> <li>・エコノミーハウス：4000㎡</li> <li>・貯油タンク、防油堤：1.8kℓ×3</li> <li>・トラクター：25ps</li> <li>・暖房機：1000㎡用×3基</li> <li>・動力噴霧器：30ℓ/分</li> <li>・管理機：7ps</li> </ul> <p>・ロータリー：1.5m幅</p> <p>・トラック：1t</p> <p>・軽トラック：1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トマトの購入苗利用による育苗の省力化。</li> <li>・選果場の活用による作業の省力化。</li> <li>・受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質生産団地を確立し、ブランド品としての高付加価値化販売の実現を図る。</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減</li> <li>・GAPによる栽培管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・補助労力：1.0人</li> <li>・雇用労力：1.0人</li> <li>・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境制御</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>



### ③ 施設野菜（イチゴ）＋米麦

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉</p> <p>イチゴ 20a</p> <p>水稲 200a</p> <p>小麦 400a</p> <p>〈経営面積〉 4.2ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：200㎡</li> <li>・連棟ハウス（本ぼ）：2000㎡</li> <li>・パイプハウス（育苗）：400㎡</li> <li>・トラクター：25ps・45ps</li> <li>・保冷库：2坪</li> <li>・動力噴霧器：50ℓ/分</li> <li>・管理機：7ps×2台</li> <li>・土壤消毒機：2条</li> <li>・暖房機：1000㎡用×3基</li> <li>・ロータリー：1.5m幅</li> <li>・トラック：1t</li> <li>・軽トラック：1台</li> <li>・農機具格納庫：100㎡</li> <li>・コンバイン：4条刈</li> <li>・田植機：4条植</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イチゴは大型ハウスによる栽培管理の省力化、自動化</li> <li>・イチゴの平地育苗は、雨よけ育苗とする。</li> <li>・ウイルスフリー親株専用床の設置</li> <li>・水稲は育苗センターを利用し、乾燥調製は、米麦とも共同乾燥調製施設を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米麦生産組織に構成員（オペレーター）として参加し、施設イチゴと米麦の複合経営の安定化を図る。</li> <li>・パート雇用の安定確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・補助労力：1.0人</li> <li>・雇用労力：1.0人</li> <li>・収穫、調整作業に対するパート雇用</li> <li>・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境制御</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

#### ④ 施設野菜（イチゴ専作）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 イチゴ 30a</p> <p>〈経営面積〉 30a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：200㎡</li> <li>・連棟ハウス（本ぼ）：3000㎡</li> <li>・パイプハウス（育苗）：600㎡</li> <li>・トラクター：20ps</li> <li>・保冷库：2坪</li> <li>・動力噴霧器：50ℓ/分</li> <li>・暖房機：1000㎡用×3台</li> <li>・ロータリー：1.5m幅</li> <li>・軽トラック：1台</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ハウスによる栽培管理の省力化、自動化</li> <li>・平地育苗は、雨よけ育苗とする。</li> <li>・ウイルスフリー親株専用床の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パート雇用の安定確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・施設等の保守を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・補助労力：1.0人</li> <li>・雇用労力：1.0人</li> <li>・収穫、調整作業に対するパート雇用</li> <li>・快適な作業環境の整備＝ハウスの複合環境制御</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑤ 露地野菜（ネギ＋ナス）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 冬春ネギ 120a 露地ナス 30a  〈経営面積〉 1.5ha</p>	<p>〈資本装備〉 ・農作業場：100㎡ ・育苗用ハウス：54㎡、150㎡ ・トラクター：45ps ・ロータリー：1.5m幅 ・土壤消毒機：2条 ・マルチ張り機：畦幅1.35m幅 ・動力噴霧器：50ℓ/分 ・トラック：2t ・軽トラック：1台 ・管理機：7ps×2台 ・ネギ用培土専用機：1台 ・移植機：1台 ・振動式収穫機：1台 ・調整機：1台 ・保冷库：1.5坪</p> <p>〈その他〉 ・ネギは移植機による機械移植で、冬春ネギによる計画生産  ・ナスはV字仕立てによる高品質生産で長期安定出荷を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネギの周年出荷体系の確立</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコストの節減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・補助労力：1.0人</li> <li>・雇用労力：1.0人</li> <li>・収穫、調整作業に対するパート雇用</li> <li>・快適な作業環境の整備</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑥ 施設野菜（ナス）＋露地野菜（ナス）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 半促成ナス 10a</p> <p>露地ナス 30a</p> <p>〈経営面積〉 40a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：100㎡</li> <li>・パイプハウス：1,000㎡</li> <li>・トラクター：20ps</li> <li>・ロータリー：1.5m幅</li> <li>・土壤消毒機：2条</li> <li>・マルチ張り機：畦幅1.35m幅</li> <li>・動力噴霧器：30ℓ/分</li> <li>・軽トラック：2台</li> <li>・管理機：7ps</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・V字仕立てによる高品質生産で長期安定出荷を目指す。</li> <li>・購入苗利用による育苗の省略化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコストの節減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・補助労力：1.0人</li> <li>・雇用労力：1.0人</li> <li>・収穫、調整作業に対するパート雇用</li> <li>・快適な作業環境の整備</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑦ 施設花き（シンビジウム専作）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 シンビジウム</p> <p>40a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>55a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：30㎡</li> <li>・エコノミーハウス：4,000㎡</li> <li>・パイプハウス：1,000㎡</li> <li>・自動カーテン：4,000㎡</li> <li>・自動灌水施設：4,000㎡</li> <li>・山上げ用水道設備</li> <li>・井戸</li> <li>・貯油タンク、防油堤：1.8kℓ×4</li> <li>・栽培ベンチ：4,000㎡</li> <li>・温風暖房機：1,000㎡用×4基</li> <li>・細霧冷房：4,000㎡</li> <li>・植え替え機</li> <li>・土ふるい機</li> <li>・用土詰め機</li> <li>・動力噴霧器：50ℓ/分</li> <li>・運搬コンベアー：3m/台</li> <li>・トラック：1t</li> <li>・軽トラック：1台</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合環境制御型ハウスの導入による省力化</li> <li>・育苗の一部委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品種動向の的確な把握</li> <li>・ギフト用としての販路の拡大</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・補助労力：1.0人</li> <li>・雇用労力：1.0人</li> <li>・計画的なパート雇用</li> <li>・家族経営協定の締結に基づく給与制、休日制の導入</li> </ul>

⑧ 施設花き（シクラメン中心）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉</p> <p>シクラメン（小・中鉢） 20a</p> <p>シクラメン（大鉢） 10a</p> <p>花壇苗 25a</p> <p>〈経営面積〉 30a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：100㎡</li> <li>・鉄骨ハウス：3,000㎡</li> <li>・自動灌水施設：3,000㎡</li> <li>・自動カーテン：3,000㎡</li> <li>・貯油タンク、防油堤：1.8kℓ</li> <li>・井戸</li> <li>・底面給水ベンチ：3,000㎡</li> <li>・温風暖房機：10万kcal×2基</li> <li>・播種機</li> <li>・液肥混入機</li> <li>・動力噴霧器：30ℓ/分</li> <li>・土壤消毒機</li> <li>・土ふるい機</li> <li>・用土詰め機</li> <li>・発芽室：1坪</li> <li>・ホイルローダー：バケット0.2m<sup>3</sup></li> <li>・トラック：1t</li> <li>・軽トラック：1台</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花壇苗はシクラメンの後作</li> <li>・複合環境制御型ハウスの導入による省力化</li> <li>・セル苗の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ギフト用としての販路の拡大</li> <li>・パソコン利用による顧客管理</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・補助労力：1.0人</li> <li>・雇用労力：1.0人</li> <li>・計画的なパートの雇用</li> <li>・家族経営協定の締結に基づく給与制、休日制の導入</li> </ul>

⑨ 施設花き（切り花専作）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 スターチス 30a コギク 20a  〈経営面積〉 50a</p>	<p>〈資本装備〉 ・農作業場：100㎡ ・エコノミーハウス：4,000㎡ ・育苗ハウス：1,000㎡ ・灌水施設：4,000㎡ ・動力噴霧器：30ℓ/分 ・トラクター：20ps ・管理機：7ps ・結束機 ・保冷库：1.5坪 ・軽トラック：2台  〈その他〉 ・スターチスはハイブリット系の導入促進  ・露地コギク、施設コギクの栽培により、長期の出荷体制を構築する。</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握  ・青色申告の実施  ・労力に見合った計画出荷の実施  ・市場外流通を含めた販路開拓</p>	<p>・基幹労力：2.0人 ・補助労力：1.0人  ・家族経営協定に基づく給与制、休日制の導入</p>

⑩ 米麦＋露地野菜（ネギ）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉</p> <p>水稻 200a</p> <p>飼料用米 200a</p> <p>小麦 400a</p> <p>春ネギ 40a</p> <p>秋冬ネギ 90a</p> <p>〈経営面積〉 6.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：100㎡</li> <li>・農機具格納庫：100㎡</li> <li>・コンバイン：4条刈</li> <li>・トラクター：55ps、25ps</li> <li>・田植機：5条植</li> <li>・ロータリー：2.2m幅</li> <li>・播種機</li> <li>・ネギ用培土専用機</li> <li>・半自動移植機：2条</li> <li>・管理機：2台</li> <li>・振動式収穫機</li> <li>・コンプレッサー付き皮むき機</li> <li>・動力噴霧器：50ℓ/分</li> <li>・ライムソワー：1.8m幅</li> <li>・保冷库：1.5坪</li> <li>・トラック：2t</li> <li>・軽トラック：2台</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻、小麦の乾燥調製は共同乾燥施設を利用</li> <li>・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力を図る。春ネギと秋冬ネギの周年出荷による計画生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネギの周年出荷体系の確立</li> <li>・田畑輪換による連作障害の回避</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・補助労力：1.0人</li> <li>・雇用労力：1.0人</li> <li>・安定的なパート雇用の確保</li> <li>・家族経営協定の締結に基づく給与制、休日制の導入</li> </ul>



⑪ 果樹専作

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 ナシ 100a</p> <p>〈経営面積〉 1.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場兼直売所：150㎡</li> <li>・農機具格納庫：50㎡</li> <li>・ナシ棚</li> <li>・ナシ樹</li> <li>・多目的防災網</li> </ul> <p>・スピードスプレイヤ：5000</p> <p>・トラクター：20ps</p> <p>・マニアスプレッター：800kg</p> <p>・選果機</p> <p>・フロントローダー：300kg</p> <p>・保冷库：2坪</p> <p>・乗用草刈機</p> <p>・歩行型草刈機</p> <p>・運搬車</p> <p>・動力噴霧器：300/分</p> <p>・バックホー：14ps</p> <p>・軽トラック：1台</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売は全量直売及び宅配方式による有利販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新品種の導入による収益性向上</li> <li>・パソコン利用による顧客のデータ管理</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・家族経営協定の締結に基づく給与制、休日制の導入</li> </ul>

⑫ 酪農専作

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈飼養頭数〉            経産牛 40頭            肥育素牛 22頭            (経産牛1頭当たりの乳量：8,200kg)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成牛舎</li> <li>・育成舎</li> <li>・飼料庫</li> <li>・農機具格納庫</li> <li>・乳牛（ホルスタイン）</li> <li>・堆肥舎：600㎡</li> <li>・搾乳施設（パイプライン）</li> <li>・バキュームカー：6kℓ</li> <li>・ホイールローダー：0.5㎡</li> <li>・トラック：2t×2台</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕畜連携による粗飼料の確保を基本とする資源循環型の経営</li> <li>・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進</li> <li>・粗飼料、濃厚飼料の分離給餌方式</li> <li>・計画的肉畜生産（F1）</li> <li>・受精卵移植技術による高能力確保</li> <li>・肥育素牛の牧場委託育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・パソコン活用による経営分析</li> <li>・牛群検定の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・ヘルパーの活用</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑬ 養豚繁殖肥育一貫経営

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈飼養頭数〉</p> <p>母豚 100頭</p> <p>育成豚 36頭</p> <p>肥育豚 1,000頭</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母豚舎</li> <li>・種豚舎（種雄、交配）</li> <li>・分娩舎</li> <li>・育成舎</li> <li>・離乳、子豚舎</li> <li>・肥育舎</li> <li>・堆肥化施設</li> <li>・尿処理施設</li> <li>・繁殖豚</li> <li>・ホイールローダー：0.4m<sup>3</sup></li> <li>・バキューム</li> <li>・自動給餌機</li> <li>・ダンプトラック：2t×2台</li> <li>・軽トラック：1台</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分娩、離乳、子豚舎は、ウインドレス方式とする。</li> <li>・肥育豚舎はセミウインドレス方式又は開放式とする。</li> <li>・分娩は無看護方式</li> <li>・自動飼料給餌システム</li> <li>・糞は完熟堆肥化</li> <li>・尿は法定基準浄化で河川放流</li> <li>・CSF（豚熱）対策の実施（侵入防止柵の設置、ワクチン接種等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人化による経営基盤の強化</li> <li>・パソコンによる経営管理</li> <li>・繁殖成績管理</li> <li>・肥育成績管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・休日制の導入</li> <li>・給与制の導入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑭ 肉牛（肥育）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈飼養頭数〉 肥育牛 150頭  (交雑種：100頭) (黒毛和種：50頭)</p>	<p>〈資本装備〉 ・牛舎：2,000㎡ ・ほ育舎 ・飼料庫 ・オガ庫 ・農機具格納庫 ・堆肥化施設：500㎡ ・ショベルローダー：0.4㎡ ・カッター ・送風機：10基 ・ダンプトラック：2t ・軽トラック</p> <p>〈その他〉 ・スモールでの導入、育成→肥育の経営</p> <p>・F1は別飼いとす。</p> <p>・飼育密度は6㎡/1頭を確保する</p> <p>・群飼育、自動給餌方式</p> <p>・DG 交雑種 0.9kg</p>	<p>・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p> <p>・パソコンによる飼料給餌設計</p> <p>・出荷データ管理</p> <p>・市況情報管理</p>	<p>・基幹労力：2.0人</p> <p>・休日制の導入</p> <p>・給与制の導入</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

⑮ 肉牛（繁殖）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈飼養頭数〉 繁殖和牛 40頭</p> <p>〈飼料作物〉 作付面積 4ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育舎</li> <li>・育成舎</li> <li>・離乳群飼育舎</li> <li>・堆肥舎</li> <li>・トラクター</li> <li>・飼料作物栽培機械一式</li> <li>・飼料作物収穫機械一式</li> <li>・ダンプトラック：2t</li> <li>・軽トラック</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系統の良い種雄を交配する。</li> <li>・借地活用による自給飼料の栽培。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・繁殖成績管理</li> <li>・販売成績管理</li> <li>・優良系統分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・補助労力：1.0人</li> <li>・雇用労力：1.0人</li> <li>・休日制の導入</li> <li>・給与制の導入</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑩ コンニャク+たらの芽

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 コンニャク 500a たらの芽 50a  〈経営面積〉 5.5ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蔵庫：100㎡</li> <li>・倉庫：200㎡</li> <li>・トラクター：50ps、30ps</li> <li>・乗用種芋植え付け機：自走式</li> <li>・トラック：2t</li> <li>・軽トラック</li> <li>・管理機：7ps×2台</li> <li>・フォークリフト：1.8t</li> <li>・掘り取り機</li> <li>・動力噴霧器：50ℓ/分</li> <li>・ロータリー：2m幅</li> <li>・プラソイラ：3本爪</li> <li>・土壤消毒機</li> <li>・パイプハウス：200㎡</li> <li>・農作業場：80㎡</li> <li>・タラノキカッター</li> <li>・抜根機</li> <li>・生子選別機</li> <li>・マルチ巻取り機</li> <li>・ブームスプレイヤー</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンニャクについては、ボルドー液散布の軽減による減農薬栽培技術の確立</li> <li>・たらの芽との輪作による土壌物理性の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・たらの芽生産による冬季労働力の有効利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労働力：3.0人</li> <li>・快適な作業環境の整備</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑰ 菌床シイタケ+露地野菜（ネギ）+米麦

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉</p> <p>菌床シイタケ 1万袋</p> <p>水稻 200a</p> <p>小麦 400a</p> <p>夏秋ネギ 40a</p> <p>〈経営面積〉 5.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプハウス発生舎：250㎡</li> <li>・散水施設：250㎡</li> <li>・暖房機</li> <li>・トラクター：45ps</li> <li>・田植機：5条植</li> <li>・コンバイン：4条刈</li> <li>・トラック：2t</li> <li>・軽トラック</li> <li>・動力噴霧器：30ℓ/分</li> <li>・ネギ移植機</li> <li>・ネギ掘り取り機</li> <li>・ロータリートレンチャー</li> <li>・小型ロータリーモア</li> <li>・フォークリフト</li> <li>・保冷庫</li> <li>・貯油タンク、防油堤：1.8kℓ×3</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻、小麦の乾燥調製は、共同乾燥調製施設を利用</li> <li>・水稻は、箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数削減と省力化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簿記記帳による経営収支と生産コストの把握</li> <li>・シイタケと米麦、ネギの複合化による経営の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・雇用労力：2.0人</li> <li>・家族経営協定に基づく給与制、休日制の導入</li> </ul>

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### 【個別経営体】

#### ① 施設野菜（トマト専作）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
〈作付面積〉 長期どりトマト 20a  〈経営規模〉 20a 全て借地	〈資本装備〉 ・農作業場：100㎡ ・エコノミーハウス：2,000㎡ ・貯油タンク、防油堤：1.8kl×2 ・トラクター：20ps ・暖房機：1,000㎡用×2基 ・動力噴霧器：30ℓ/分 ・管理機：7ps ・ロータリー：1.5m幅 ・軽トラック：1台  〈その他〉 ・雇用労力の導入による周年栽培  ・購入苗利用による育苗の省略化  ・受粉ハチ利用による受粉作業の省力化	・雇用労働力の安定確保  ・畜産農家との連携による良質堆肥の確保  ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減  ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	・基幹労力：1.0人 ・雇用労力：1.0人  ・チェックリストに基づく労働安全の確保  ・定期的な休日の確保  ・家族経営協定の締結



## ② 施設野菜（イチゴ専作）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 イチゴ</p> <p>15a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>18a 全て借地</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：100㎡</li> <li>・連棟ハウス（本ぼ）：1500㎡</li> <li>・パイプハウス（育苗）：300㎡</li> <li>・貯油タンク、防油堤：1.8kl×3</li> <li>・トラクター：20ps</li> <li>・管理機：7ps</li> <li>・動力噴霧器：300/分</li> <li>・暖房機：1000㎡用×2</li> <li>・ロータリー：1.5m幅</li> <li>・保冷库：1.5坪</li> <li>・軽トラック</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルスフリー親株の専用床の設置</li> <li>・ポット育苗、花芽分化促進技術の導入</li> <li>・大型ハウスによる栽培管理の自動化・省力化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・雇用労力：1.0人（出荷調整等）</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

### ③ 露地野菜（ネギ専作）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 冬春ネギ 50a 夏秋ネギ 40a</p> <p>〈経営面積〉 90a 全て借地</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：100㎡</li> <li>・パイプハウス：育苗150㎡</li> <li>・トラクター：30ps</li> <li>・培土専用機：ネギ用</li> <li>・ライムソワー：1.8m幅</li> <li>・管理機：7ps</li> <li>・簡易移植機</li> <li>・収穫機</li> <li>・調整機</li> <li>・動力噴霧機：50ℓ/分</li> <li>・ロータリー：1.5m幅</li> <li>・播種機：1条</li> <li>・保冷库：1.5坪</li> <li>・トラック：2t</li> <li>・軽トラック：1台</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネギは連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化を図る</li> <li>・冬春ネギと夏秋ネギによる計画生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・ネギの周年出荷体系の確立</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト低減を図る</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

④ 施設野菜（ナス）＋露地野菜（ナス）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 半促成ナス 10a 露地ナス 20a 〈経営面積〉 30a 全て借地</p>	<p>〈資本装備〉 ・農作業場：100㎡ ・パイプハウス：1,000㎡ ・トラクター：20ps ・ロータリー：1.5m幅 ・土壌消毒機：2条 ・マルチ張り機：平畦1.35m幅 ・動力噴霧器：30ℓ/分 ・軽トラック：1台 ・管理機：7ps</p> <p>〈その他〉 ・V字仕立てによる高品質生産で長期安定出荷を目指す。 ・購入苗利用による育苗の省略化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコストの節減</li> <li>・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・雇用労力は、夏季ナス出荷時に確保</li> <li>・収穫、調整作業に対するパート雇用</li> <li>・快適な作業環境の整備</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑤露地野菜（ナス+ネギ）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 露地ナス 20a 冬春ネギ 60a  〈経営面積〉 80a 全て借地</p>	<p>〈資本装備〉 ・農作業場：100㎡ ・パイプハウス：育苗150㎡ ・トラクター：30ps ・培土専用機：ネギ用 ・ライムソワー：1.8m幅 ・管理機：7ps ・簡易移植機 ・収穫機 ・調整機 ・動力噴霧機：30ℓ/分 ・土壌消毒機：2条 ・マルチ張り機：平畦1.35m ・ロータリー：1.5m幅 ・播種機：1条 ・保冷库：1.5坪 ・軽トラック</p> <p>〈その他〉 ・露地ナスと冬春ネギによる作業競合の回避  ・ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・雇用労力は、夏季ナス出荷時に確保</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑥ 施設花き（シクラメン+鉢カーネーション）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 シクラメン 15a 鉢カーネーション 10a  〈経営面積〉 25a 全て借地</p>	<p>〈資本装備〉 ・農作業場：100㎡ ・エコノミーハウス：2,500㎡ ・ハウス内カーテン：2,500㎡ ・栽培ベンチ：2,500㎡ ・貯油タンク、防油堤：1.8kℓ ・暖房機：10万kcal ・動力噴霧機：30ℓ/分 ・液肥混入機 ・ホイールローダー ・井戸 ・軽トラック：1台  〈その他〉 ・セル育苗の導入  ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立  ・鉢カーネーションは購入苗を利用  ・ハウスは複合環境制御システムを装備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・ギフト用として共同出荷による契約販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・雇用労力は、作業の一部で不足する労働力を確保</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑦ 米麦+大豆

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉</p> <p>水稻 420a</p> <p>小麦 700a</p> <p>大豆 280a</p> <p>〈経営面積〉 700a 全て借地</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：100㎡</li> <li>・農機具格納庫：100㎡</li> <li>・トラクター：50ps</li> <li>・田植機：5条植</li> <li>・コンバイン：4条刈</li> <li>・ドライブハロー：3.5m幅</li> <li>・ロータリー：2.2m幅</li> <li>・ドリルシーダー：2.2m幅</li> <li>・乗用管理機スプレーヤ付</li> <li>・播種機</li> <li>・ブロードキャスター：800ℓ</li> <li>・ライムソワー</li> <li>・トラック：2t</li> <li>・軽トラック：1台</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化を図る</li> <li>・水稻、麦の乾燥調製は共同調製施設を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積により団地化を図る</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

⑧ 果樹（ナシ専作）

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉 ナシ</p> <p>50a</p> <p>〈経営面積〉</p> <p>50a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナシ樹</li> <li>・ ナシ棚</li> <li>・ 作業場兼直売所：150㎡</li> <li>・ 農機具格納庫：50㎡</li> <li>・ 多目的防災網</li> </ul> <p>トトラクター：20ps</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スピードスプレイヤ：500ℓ</li> <li>・ マニユアスプレッダー：800kg</li> <li>・ 乗用草刈機</li> <li>・ 歩行型草刈機</li> <li>・ 選果機</li> <li>・ バケットローダー：300kg</li> <li>・ 人工授粉開葯機</li> <li>・ 保冷库：2坪</li> <li>・ 運搬車</li> <li>・ トラック：1t</li> <li>・ 軽トラック：1台</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナシは棚栽培の導入と多目的防災網の設置による生産の安定と品質の向上を図る</li> <li>・ 直売方式に適した品種構成と栽培体系</li> <li>・ 堆肥等有機質や天敵、性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の削減を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・ 簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</li> <li>・ 農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・ 共選、共販と併せて直売、宅配便等による多元販売</li> <li>・ 成木園を借地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹労力：2.0人</li> <li>・ チェックリストに基づき労働安全の確保</li> <li>・ 定期的な休日の確保</li> <li>・ 家族経営協定の締結</li> </ul>

⑨ コンニャク専作

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
<p>〈作付面積〉            コンニャク            350a            ソルゴー            50a</p> <p>〈経営面積〉            400a            全て借地</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業場：80㎡</li> <li>・貯蔵庫：200㎡</li> <li>・堆肥舎：100㎡</li> <li>・トラクター：50ps、30ps</li> <li>・管理機：7ps×2台</li> <li>・植え付け機：自走式</li> <li>・土壤消毒機</li> <li>・タイヤローダー</li> <li>・ブロードキャスター：300ℓ</li> <li>・ロータリー：2.0m幅</li> <li>・暖房機</li> <li>・軽トラック：1台</li> <li>・トラック：2t</li> <li>・フォークリフト：1.8t</li> <li>・温湯消毒機</li> <li>・ブームスプレイヤー</li> <li>・生子選別機</li> <li>・マルチ巻取り機</li> <li>・掘り取り機</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンニャクの連作障害を回避するため、緑肥と麦間作及び有機質の投入による土づくりに努める</li> <li>・温湯消毒機等の利用による病害虫防除の徹底</li> <li>・野菜農家との交換耕作による土壤消毒剤の削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働力の安定確保</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・地域内農家の連携を深め借地経営として安定性を確保する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力：2.0人</li> <li>・雇用労力は植付時、収穫時に確保する</li> <li>・チェックリストに基づく労働安全の確保</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>



### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である米麦、トマトやいちご等の施設野菜、なすやねぎ等の露地野菜、シンビジウム等の施設花き、牛乳などの畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の様態等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。

#### 2. 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、農業協同組合、農業指導センター、地域農業者と連携した新規就農者サポートチーム体制により、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応し、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3. 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、群馬県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 群馬県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせんを行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

#### 4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう、農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の 利用に占める面積のシェアの目標	46%
--	-----

- (注) 1 上記の数値は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。  
2 目標年次は概ね10年先とする。

#### ○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

### 2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の主要農業地域である西南部の美土里地区・美九里地区・平井地区の平坦部では、一部では場整備事業が完了し、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んである。本地域は、野菜集送センター・水稻育苗施設・種子センター・カントリーエレベーターなどの諸施設が整い、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地型地域では、ほ場が傾斜地に多くあり、しかも点在しているので農地の条件としては極めて悪い。土地基盤整備は、一部の地域を除き遅れており、農用地の効率的利用や農業生産及び農業経営の維持向上の妨げとなっている。

#### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくるのが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、農業経営改善支援センター等支援組織と相互に十分な連携を図り、農地中間管理事業等を主要な施策として、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

#### (3) 関係機関及び関係団体との連携

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

市は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化推進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて実施するものとする。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農政担当課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行なうこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

### 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ. 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)の規定する区域をその地区とする地域関係農業者の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、適切なものであること。
  - ウ. (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①～③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行なう団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の農作業の委託に関する事項

- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア. ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （７）農用地利用改善団体の勸奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がいる場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となった総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### ３．農業協同組合が行う農作業の委託斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### （１）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託、全面農作業受委託の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるとする。

附 則

1. この基本構想は、平成 7年 1月 24日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 12年 6月 20日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 15年 3月 26日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 18年 6月 8日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 22年 5月 14日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 23年 9月 29日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 26年 9月 29日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、平成 28年 11月 11日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和 3年 12月 1日から施行する。

附 則

1. この基本構想は、令和 5年 9月 29日から施行する。
2. この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

## 目標・指標設定の根拠資料

### 1. 主たる従事者1人当たりの所得水準

#### 【試算1 勤労者世帯の世帯主平均収入による試算】

平成29年	345,572円	(1ヵ月の勤労者世帯の世帯主収入) × 12ヵ月 = 4,146,864円
平成30年	374,694円	(1ヵ月の勤労者世帯の世帯主収入) × 12ヵ月 = 4,496,328円
令和元年	334,915円	(1ヵ月の勤労者世帯の世帯主収入) × 12ヵ月 = 4,018,980円
		◎過去3ヵ年の平均収入 <b>4,220,724円</b>

※ 家計調査年報（総務省）の数値。

※ 「1ヵ月の勤労者世帯の世帯主収入」は、前橋市の集計値。

※ 「勤労者世帯」とは、世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店等に勤務する世帯をいう。

※ 「世帯主収入」とは、定期収入、臨時収入、賞与等の合計額をいう。

#### 【試算2 勤労者生涯所得による試算】

生涯給与等	189,120,000円	(A)
退職金等	21,730,000円	(B)
生涯所得等	210,850,000円	(C = A + B)
年間所得等	<b>5,271,000円</b>	(D = C ÷ 40年)

※ Aの試算

・賃金構造基本統計調査確報（厚生労働省）の「群馬県産業計」の数値。

・5人以上の常用労働者を雇用する民間事業者を調査対象とする。

・年間給与額

平成29年（月所定内給与311.2千円×12ヵ月）＋賞与額等980.6千円＝4,715.0千円

平成30年（月所定内給与311.8千円×12ヵ月）＋賞与額等973.5千円＝4,715.1千円

令和元年（月所定内給与313.1千円×12ヵ月）＋賞与額等997.2千円＝4,754.4千円

◎過去3ヵ年の平均 **4,728千円**

・生涯給与額＝年間給与額4,728千円×40年＝189,120千円（A）

・群馬県の企業規模計（10人以上）の男性の平均額で計算。

・勤労する期間は40年間と想定。

※ Bの試算

・平成30年就労条件総合調査（厚生労働省）の数値。

・全国の企業規模計（30人以上）、大学卒、勤続35年以上の1人平均退職金給付額

**21,730千円（B）**

試算1・試算2の平均値

**年間所得 4,745,862円**

以上の結果から、藤岡市での主たる従事者1人当たりの農業所得の目標値は400万円程度とする。

### 2. 1経営体当たりの所得水準

#### 【試算 勤労者世帯平均収入による試算】

(1) 勤労者世帯の月実収入（家計調査年報（総務省）の前橋市の集計値）

平成29年 434,368円×12ヵ月＝5,212,416円

平成30年 472,371円×12ヵ月＝5,668,452円

令和元年 419,857円×12ヵ月＝5,038,284円

◎過去3ヵ年の世帯平均収入 **5,306,384円**

(2) 就業（有業）人員で比較

・販売農家の農業従事者数÷販売農家数＝1経営体当たりの従事者数（2015年農林業センサスの群馬県の数値）

**61,591人÷25,520世帯＝2.41人**



・勤労世帯における平均有業人員（家計調査年報（総務省）の前橋市の集計値）

平成29年 1.56人

平成30年 1.63人

令和元年 1.52人

◎過去3ヵ年の平均 1.57人

(3) 世帯員数での比較

・販売農家の世帯員数÷販売農家数=1経営体当たりの世帯員数（2015年農業センサスの群馬県の数値）

90,355人÷25,520世帯=3.54人

・勤労者世帯における平均世帯員数（家計調査年報（総務省）の前橋市の集計値）

平成29年 2.83人

平成30年 2.71人

令和元年 2.29人

◎過去3ヵ年の平均=2.61人

試算区分	1世帯の年間所得 A	比率 B	年間所得水準 C (A×B)
就業（有業）人員で比較	5,306,000円	2.41人/1.57人	8,144,800円
世帯員数で比較		3.54人/2.61人	7,196,600円
平均値			7,670,700円

以上の結果から、藤岡市での1経営体当たりの所得水準は、700万円程度とする。

3. 労働時間

過去3年間の常用雇用者1ヵ月あたりの平均労働時間（毎月労働統計調査（厚労省）の集計値）

平成29年 148.5時間

平成30年 148.8時間

令和元年 144.8時間

3ヵ年の平均 147.4時間（A）

年間労働時間 147.4時間（A）×12ヵ月=1,768.8時間

以上の結果から、藤岡市での年間農業労働時間の目標値は2,000時間程度とする。